

第 1 1 期
阿久根市分別収集計画

令和 7 年 9 月
阿久根市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し、重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、「まちづくり」は「ひとづくり」から ～ふるさと阿久根を次の世代につなぐため～を基本理念とし、各種施策を実施することで一般廃棄物の減量化及び資源の有効活用に取り組んできたところである。資源ごみの排出量は減少傾向が続いており、可燃ごみの排出量についても近年は減少傾向にあり、分別の定着や排出抑制の取組の効果が現れていると考えられる。

ごみ排出量が全体として減少傾向にある状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量化や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画の実施に当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 関係者が一体となった、快適なまちづくり
- (2) ごみの減量化、リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- (3) 市民、事業者、全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (4) 容器包装廃棄物の再資源化を促進
- (5) ごみの分別収集の実施による環境保全意識の向上

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（トレイを含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	321 t	316 t	308 t	301 t	295 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。
実施に当たっては市民、事業者及び行政がそれぞれの立場や役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の現状、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 各区に阿久根市環境美化推進員を委嘱することで適正な分別を指導するとともに、ごみの減量化及び再生資源の有効活用を積極的に推進する。

(3) 過剰包装等の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(4) 買い物袋の持参の徹底

買い物袋（マイバッグ）持参の普及・啓発を行い、スーパーマーケット等のレジ袋の抑制を行う。

(5) 再生製品の利用

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設及び最終処分場の状況を把握するとともに、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。

また、中間処理施設や選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装		空き缶
主としてアルミ製の容器包装		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色ガラス
	茶色のガラス製容器	茶色ガラス
	その他のガラス製容器	その他の色ガラス
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、段ボール以外の紙
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発泡スチロール製食品トレイ
		ペットボトル、トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器		5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
主としてアルミ製の容器		21 t	21 t	21 t	20 t	20 t
無色のガラス製容器	(合計)	21 t	21 t	20 t	20 t	19 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	21 t 0 t	21 t 0 t	20 t 0 t	20 t 0 t	19 t 0 t
茶色のガラス製容器	(合計)	47 t	46 t	45 t	44 t	43 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	47 t 0 t	46 t 0 t	45 t 0 t	44 t 0 t	43 t 0 t
その他のガラス製容器	(合計)	8 t	8 t	8 t	8 t	7 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	8 t 0 t	8 t 0 t	8 t 0 t	8 t 0 t	7 t 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		9 t	9 t	9 t	9 t	8 t
主として段ボール製の容器		63 t	62 t	61 t	59 t	58 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	29 t	28 t	27 t	27 t	26 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	29 t 0 t	28 t 0 t	27 t 0 t	27 t 0 t	26 t 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	36 t	36 t	35 t	34 t	33 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	36 t 0 t	36 t 0 t	35 t 0 t	34 t 0 t	33 t 0 t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計)	81 t	80 t	78 t	77 t	74 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	81 t 0 t	80 t 0 t	78 t 0 t	77 t 0 t	74 t 0 t
(うちトレイ)	(合計)	8 t	8 t	8 t	8 t	7 t
	(引渡 量) (独自処理 量)	8 t 0 t	8 t 0 t	8 t 0 t	8 t 0 t	7 t 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

当該見込みは、過去5年間の分別基準適合物等の収集実績平均×人口変動率で算定し、人口変動率は、過去5年間の人口（令和2年度から令和6年度までの各年度末日現在の住民基本台帳人口）を基に推計して、次のとおり設定した。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口 (対前年度比)	17,956人 (97.86%)	17,571人 (97.86%)	17,195人 (97.86%)	16,827人 (97.86%)	16,466人 (97.86%)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用し、ステーション方式で実施する。分別区分ごとの収集・運搬段階及び選別・保管段階での実施者は、次のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階の区分	選別保管等の区分
スチール製の容器	空き缶	委託業者による分別収集	民間施設にて磁選別してストックヤードに保管
アルミ製の容器			
無色のガラス製容器	無色ガラス		民間施設にて品目ごとにストックヤードに保管
茶色のガラス製容器	茶色ガラス		
その他の色ガラス製容器	その他のガラス		
段ボール	段ボール		なし
紙パック	紙パック		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による分別収集	なし
ペットボトル	ペットボトル		民間施設にて品目ごとにストックヤードに保管
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック		
	トレイ		民間施設で保管

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

すべての品目について民間施設により、選別、圧縮、保管等する。ただし、段ボール類・紙パック・紙製容器包装については収集後、直接引取業者へ搬入する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	空き缶	指定袋	パッカー車 又は平ボディ	民間施設にて磁選別して品目ごとにストックヤードに保管
アルミ製の容器				
無色のガラス製容器	無色ガラス	ネット		民間施設にて手選別して品目ごとにストックヤードに保管
茶色のガラス製容器	茶色ガラス			
その他の色ガラス製容器	その他のガラス			
段ボール	段ボール	紐等で縛る 又は指定袋		なし
紙パック	紙パック			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネット		民間施設にて手選別し、圧縮・梱包して品目ごとにストックヤードに保管
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック	指定袋		民間施設にて手選別し、溶解・成型してストックヤードに保管
	トレイ	ネット		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民全体の分別意識の高揚及び住民主体による分別排出運動を確立するため、市内の関係団体と連携し、住民主体の集団回収やリサイクル運動（イベント等）について支援する。
- (2) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- (3) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。